

## 藤本倫子環境保全活動助成基金

### 「こども環境活動支援助成」2014年度募集について

#### 藤本基金について

藤本倫子環境保全活動助成基金は、環境カウンセラーである藤本倫子氏からの寄附金をもとに2002年に設置されました。以来、こども達が環境について自ら考え行動することの手助けとなるべく、こども達の自主的な環境活動に対して活動費用の助成をしています。

#### 助成の対象になる活動について

2014年7月1日～2015年2月28日の間に実施される、こども達による自主的な環境活動に対して助成します。身の回りの自然調査・観察、地域の環境を良くしようとする活動、環境についての学習などが助成の対象になります。（ただし、イベントの参加費用、キャンプ・旅行費用は助成の対象にはなりません）。

<併せて2ページの「対象となる活動」をご覧ください>

#### 助成を申請できるグループについて

当基金に助成を申請できるのは、こども会、こどもエコクラブなど、小学生や中学生によって組織されるグループです。また、教育機関（小中学校に限ります）へは、学校授業に対する助成はできませんが、クラブ活動や課外活動などの生徒・児童が主体的に取り組む活動であればそのクラブやプロジェクトで助成を申請することができます。

なお、企業などが主催して組織するグループや、月謝を得て運営される塾や教室などは、助成を申請いただけません。また、非営利の組織であっても、NPO法人などの組織(法人格を持たない任意団体も含まれます)も申請いただけません。当基金の助成制度は、助成金などの資金援助を受けることが難しいグループを対象にした支援を目的としておりますので、ご理解をお願いいたします。

<併せて2ページの「助成申請資格」をご覧ください>

#### 応募方法

2014年4月15日～2014年6月10日（消印有効）の間に、助成金交付申請書（決められた申請書の書式をご使用ください。書式は、日本環境協会のホームページからダウンロードできます。）を事務局までお送りください。書類審査の上、7月上旬に文書にて結果をご通知いたします。

なお、助成金は、活動報告が完了した後にお支払い致します。

#### <応募書類送付先およびお問い合わせ先>

公益財団法人日本環境協会 藤本倫子環境保全活動助成基金事務局

住所：〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9階

TEL：03-5643-6262（お電話でのお問い合わせは月曜日～金曜日（祝日を除く）の10時～17時（12時～13時を除く）にお願いいたします。）

E-Mail：jea@japan.email.ne.jp

ホームページ [http://www.jeas.or.jp/activ/prom\\_01\\_00.html](http://www.jeas.or.jp/activ/prom_01_00.html)

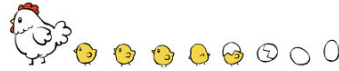


## 助成申請資格



- ① 最低5名以上のメンバーが参加する、環境に関心のある小学生、または中学生のグループであること。
- ② メンバーで力を合わせて取り組みたい環境活動や、学習したいテーマ（環境に関すること）があること。
- ③ 活動の安全を図り、当基金事務局との事務連絡や会計管理を行う成人のサポートを受けることができること。

## 対象となる活動



次に掲げる要件を全て満たす活動を助成の対象とします。

- ① こども達（小学生・中学性）が興味を持って自主的に取り組む環境活動であること。
- ② 活動を通じて、環境に対する学びを得ることができる内容の活動であること。
- ③ 自分たちが暮らす地域の中で行われる活動であること。
- ④ 計画に無理がなく、安全に配慮されていること。
- ⑤ 2014年7月1日～2015年2月29日までの間に実施される活動であること。
- ⑥ イベントや学習会に参加することを主目的にした活動ではないこと。

## 助成金の上限



参加するメンバーの人数に応じて10万円を限度に助成します。（1名あたり2,500円上限）

- 【例】メンバー5名 → 助成上限額は12,500円 ※5名未満の場合は助成金は交付されません。
- メンバー8名 → 助成上限額は20,000円（ $2,500 \times 8 = 20,000$ 円）
- メンバー40名 → 助成上限額は100,000円（ $2,500 \times 40 = 100,000$ 円）
- メンバー45名 → 助成上限額は100,000円（ $2,500 \times 45 = 112,500$ 円）

※ 40名を超える場合は、最高上限の10万円を上限とします。

※ メンバー数は、提出いただいたお手紙で確認します。

## 助成される経費



助成が認められた活動を行うために必要な経費のうち、次に掲げる経費について助成します。

助成金を受け取るためには必ず領収証（レジレシートでも可）が必要です。領収証はなくさないようご注意ください。ただし、領収証を受け取ることが難しい近距離の電車・バス料金などについては、所定の書式による旅費報告書を領収証にかえることができます。

- ① 交通費 活動を行うために必要なバス代、電車賃（公共交通機関）  
（活動メンバーの子どもおよび世話人1名の交通費を助成）
- ② 図書購入費 調べごとのために使う図書（ソフトウェアを含む）・参考資料の購入費用
- ③ 消耗品費 活動に必要な文房具、材料などの購入費
- ④ 通信費 郵便料金、荷物の送料
- ⑤ 雑費 保険料、学習施設への入館料、救急薬品など

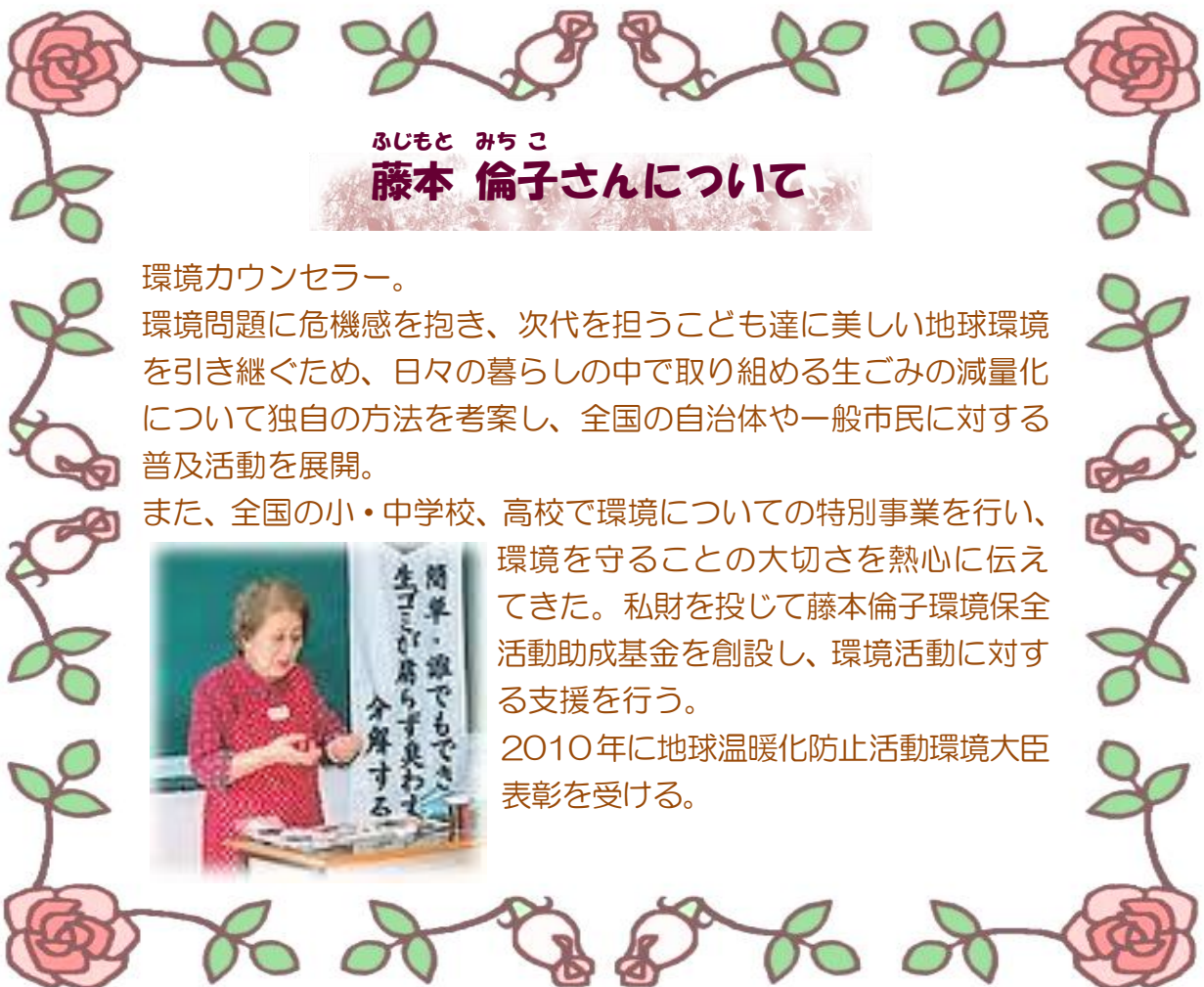
※ 助成できるのは上記の費目のみです。謝礼金、飲食経費、バス借上料、会場費、車両使用費用は助成できません。



書類審査の結果、採択されたグループに対して助成内定通知書をお送りします。  
助成金は、活動を終えて報告が完了してから2週間以内にお支払いいたします。

なお、予定していた活動が実施されなかった場合、申請内容と活動実態が異なる場合、完了報告がなされなかった場合には、助成金は交付されません。助成金交付のために、以下の手続きが必要です。

- ① グループの世話人の方と当基金との間で「助成契約書」を交わさせていただきます。
- ② 助成内定グループとして、当協会ホームページなどでの「グループ名」「活動名」を公表させていただきます。
- ③ 助成活動終了後1か月以内に、八つ切画用紙（サイズ：38cm×27cm）に活動の報告をまとめて提出してください。（グループで協力して1～2枚にまとめてください。八つ切画用紙以外での提出は活動報告として認められません。）提出していただいた活動の報告は、当協会のホームページへの掲載やイベントでの展示を許可させていただきます。
- ④ 活動の報告とともに、参加したメンバー全員が、当基金の資金提供者である藤本倫子さんに、活動を通して学んだことを、1人1通ずつお手紙に書いてください。（参加メンバーの人数は、提出していただいた手紙の数で判定します。）
- ⑤ 会計報告には領収書原本を提出していただきます。（請求があれば後日返却いたします）  
なお、会計報告をいただいた後に、助成金をお振込みいたしますので、それまでの間活動費を立替えていただくことになります。



ふじもと みちこ  
**藤本 倫子さんについて**

環境カウンセラー。

環境問題に危機感を抱き、次代を担う子ども達に美しい地球環境を引き継ぐため、日々の暮らしの中で取り組める生ごみの減量化について独自の方法を考案し、全国の自治体や一般市民に対する普及活動を展開。

また、全国の小・中学校、高校で環境についての特別事業を行い、環境を守ることの大切さを熱心に伝えてきた。私財を投じて藤本倫子環境保全活動助成基金を創設し、環境活動に対する支援を行う。



2010年に地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受ける。